

令和元年 第 12 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 12 月 13 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 01 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 15 名
4. 欠席委員数 0 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

5 番 木津 一秀 6 番 津高 昭基

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 後藤 海帆

7. 議事日程

- (1) 議案第 73 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 78 号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第 79 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、15 名です。
 過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定

により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時16分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

5番 木津一秀 委員、6番 津高昭基 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、(1)会長報告及び各種報告であります。令和元年第11回定例総会から本日の令和元年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた3点について、3ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

議長 私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、委員会報告ですが、本日は、農地委員会から報告があるようです。それでは、農地委員会の神志那静清委員長、報告をお願いします。

11番委員 農地委員長の神志那です。

11月15日に開催されました農地委員会の報告をいたします。

今回の委員会では賃借料情報について審議いたしました。

賃借料情報につきましては、平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止され、農地法第52条において、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっております。

算定につきましては、平成30年の1月から12月までに、利用権にて契約を結ばれた賃借料を基に計算していますので、金額は昨年に比べ若干変動がございます。

後ほど、議案79号にて審議を頂きたいのでよろしくお願いたします。

議長 続いて、「報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事前に配布しております、議案書の1ページをお開きください。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり、番号1番から番号3番の3案件について朗読）以上、説明を終わります。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が内容ですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第73号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願いたします。

それでは、農地転用見込みについて説明させていただきます。

事前に配布いたしました別冊議案書、議案第73号をご覧ください。議案第73号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和元年12月13日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして、2ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。なお、議案では報告者が1番 麻生祐三子委員となっておりますが、本日、本人より「体

調が悪く、声が出ない」との申し出がありましたので、これからの麻生祐三子委員の議案の報告につきましては、すべて3番 田島茂委員にお願いしました。ご了承をお願いします。

それでは、番号1番から番号3番までの3案件を 3番 田島茂 委員にお願いいたします。

3番委員

3番 緒方の田島茂です。

12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番から3番の案件については申請者●●●●さんの、農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

まず、番号1番の案件については、息子が専用住宅を建築するため周辺で代替地を探してみたが、適当な土地が見つからなかったことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず一部を贈与するため、除外して頂きたいとのことであります。

次に、番号2番の案件については、平成元年4月頃に松の植樹等を行い、同じく平成元年4月頃に住宅用物置としてビニールハウスを設置しました。その後、平成10年12月頃に物干場としてコンクリート板を敷いており、現在は宅地拡張用地として利用しているため、除外して頂きたいとのことであります。

最後に、番号3番の案件については、市道から自宅へ向かう里道が幅約2m程度しかなく、車が通行する際には狭くて不便だったため、平成10年5月頃にコンクリート舗装を行って道幅を広くし、現在は進入路用地として利用しているため、除外して頂きたい のことであります。

いずれの案件も、変更後の農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)の、「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため」に該当します。

農地転用の許可の要否は、番号1番案件については第5条申請が、番号2番及び3番案件については第4条申請が必要となります。

いずれの案件も地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である となりました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第73号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第73号については、意見を求められております。審査報告は、番号1番から番号3番までの3案件につきましては、「転用は可能である」とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 73 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、「議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いたします。

それでは、農用地利用集積計画について説明させていただきます。それでは 3 ページの議案第 74 号をご覧ください。議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年 12 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 4 ページをご開きください。4 ページには令和元年 12 月 16 日公告予定分集計を載せております。（議案書に基づいて令和元年 12 月 16 日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案書 6 ページの議案第 75 号をご覧ください。議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年 12 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 7 ページをお開きください。7 ページには農用地利用配分計画 3 件の一覧表を載せております。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

まず議案第 74 号ですが、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 75 号について、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 29 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 30 分)

議長 次に、「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号 1 番の 1 案件を 16 番 長野文重 委員にお願いいたします。

16番委員 16番 三重の長野文重です。12月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買

による所有権移転であります。

譲受人は、申請地の管理を依頼され耕作してきましたが、譲渡人より所有権移転の相談があり、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、売買での話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、177アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を17番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17番委員 17番 三重の神田喜生です。12月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲受人は、申請地の管理を依頼され耕作してきましたが、譲渡人より所有権移転の相談があり、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、贈与での話がまとまり、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は219アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を18番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18番委員 18番、三重の佐藤正雄です。12月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。

申請地は、平成30年度に農地法第3条の使用貸借権を設定した農地です。

譲受人は、申請地が自身の経営地に近く利便性がよいことから、改めて譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、売買での話がまとまり、使用貸借権の合意解約後、今回申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は42アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を22番 三代敦士 委員にお願いいたします。

22番委員 22番、清川の三代敦士です。12月4日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告

いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人と譲受人は親子で、一緒に農業を営んでいます。譲受人は譲渡人である父が高齢のため、今後のことを考え、贈与して早めに名義変更をしたいと思い、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は198アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を27番 首藤満生 委員にお願いいたします。

27番委員 27番、緒方の首藤満生です。12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は平成31年4月に遺贈により申請地を取得しましたが、市外在住で、申請地に隣接する住宅が空き家になっていました。今回、譲受人と住宅の売買の話がまとまった際、併せて隣接の農地も買ってくれないかと相談し、話がまとまったため、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は66アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を28番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28番委員 28番、緒方の甲斐文義です。12月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号6番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

申請地は、30年以上前から農地法第3条の賃貸借契約を結び、譲受人が耕作を行ってきた農地ですが、今回正式に譲渡人に譲って欲しいと相談しました。譲渡人も高齢で、田の管理が困難であったため、売買での話がまとまり、賃貸借権の合意解約後に申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は245アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を36番 羽田野成実 委員にお願いいたします。

36 番委員 36 番、大野の羽田野成実です。12 月 4 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 7 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

申請地は、30 年前譲受人の亡父が狭地直しをした時に交換した農地で、譲受人が財産整理を行う中で登記していないことに気づき、譲渡人に相談したところ、贈与してもらうことで話がまとまったので、今回、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は 207 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 76 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 76 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 76 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面もお開きください。

「議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番及び番号3番までの3案件を4番 清田義幸 委員にお願いいたします。

4番委員 4番 三重の清田義幸です。12月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、近隣住民より駐車場としての利用を要望され、平成16年6月頃、貸駐車場として整備して管理してきました。

今回、資産整理の際に、違反転用であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番と3番の案件については、関連がありますので、一括してご報告したいと思います。

申請内容につきましては、申請人 農事組合法人●●●●代表理事●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請者である●●●●は、購入した堆肥の管理を耕作地の近くで行うため、利用権設定している申請地(芦刈1858番3)に、平成17年10月に100㎡、平成27年4月に110㎡追加して合計210㎡のコンクリートの堆肥盤として利用してきましたが、このたび、堆肥を施設内保管によって品質の維持をすることにより、反収向上や経営規模拡大を図るため、堆肥舎の建設を計画しました。

そこで、今回、無断転用の是正とあわせ、必要面積分を用途変更後、分筆し申請を行うものです。

審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を3番 田島茂 委員にお願いいたします。

3番委員 3番、緒方の田島茂です。

12月4日に行いました、緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請者は、平成31年4月に遺贈により申請地を取得しましたが、市外在住で管理が困難なため、申請地に近接する緒方町井上1089番地の空き家を売却する話を進め、申請地も併せて売却したいと考えました。申請地は、夫の叔父が平成4年4月頃に倉庫を建築し、その後、平成4年9月頃に景観用としてツツジ等の樹木を植樹し、平成31年1月に亡くなるまで管理し

てきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地 に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の、申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第77号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第77号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第77号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第78号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の3ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。「議案第78号 現況証明（非農地証明）について」（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番の案件を6番 津高昭基 委員にお願いいたします。

6番委員 6番 清川の津高昭基です。
12月4日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件については、申請者●●●●●さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は農地法許可不要案件の200㎡未満の農業用施設を昭和30年2月に新築しました。その後平成27年2月までの間に新築・建て増しを行い、現況は宅地となっているため申請を行ったものです。

判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 78 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 78 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 78 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 78 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 79 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の川原です。よろしくお願ひします。それでは、事前に配布しました議案第 79 号をご用意ください。

議案第 79 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について、農地法第 52 条に基づく賃借料情報を別紙のとおり提供するため、農業委員会の決定を求める。令和元年 12 月 13 日提出 豊後大野市農業委員会会長 後藤敏生。提案理由 農地法第 52 条に定められた賃借料情報を提出する必要があるため。

続きまして 2 ページをお開きください。本日、神志那農地委員長より報告がありましたとおり、先月の 11 月定例総会後、農地委員会を開催し賃借料情報について審議いたしました。賃借料情報につきましては、平成 21 年 12 月の農地法改正により標準小作料長の関係が廃止されたため、農地法第 52 条により、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっております。

なお、この賃借料情報につきましては、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間に、利用権設定にて契約を結ばれた小作に関しての賃借料全てを基に平均した数値となっていま

す。今年度の案としましては、豊後大野市全体で、農地（田）は、平均 11,100 円、最高額 37,600 円、最低額 3,400 円となっています。基データ数は 89 筆となっています。次に農地（畑）は、平均 8,700 円、最高額 23,000 円、最低額 3,000 円となっています。基データ数は 149 筆となっています。ちなみに昨年は、田が 9,200 円、畑が 9,400 円で賃借料情報を提供しています。

なお、賃借料情報につきましては、「この額で小作契約をしてください」という意味合いのものではありません。あくまで、「目安として提供する」というものになります。

本日、可決されれば、市のホームページ及び農業委員会だよりに掲載する予定です。

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、先ほど、農地委員長から報告がありましたように、農地委員会で検討した結果を取りまとめたものでございます。

それでは、議案第 79 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 79 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和元年第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 01 分)

議事録署名委員

5 番委員

不津一秀

〃

6 番委員

津高昭基